

令和 4 年 第 2 回

# 茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 4 年 6 月 6 日 提出



目 次

議案第 3 2 号	専決処分の承認について -----	1
議案第 3 3 号	専決処分の承認について -----	5
議案第 3 4 号	専決処分の承認について -----	8
議案第 3 5 号	専決処分の承認について -----	2 0
議案第 3 6 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) -----	3 5
議案第 3 7 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) -----	4 6
議案第 3 8 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 1 号) -----	7 1
議案第 3 9 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	8 2
議案第 4 0 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	8 4
議案第 4 1 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例 -----	8 5
議案第 4 2 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 -----	8 6
議案第 4 3 号	茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例 -----	8 7
議案第 4 4 号	市道路線の廃止について -----	8 9
議案第 4 5 号の 1	市道路線の認定について -----	9 2
議案第 4 5 号の 2	市道路線の認定について -----	9 5

議案第45号の3	市道路線の認定について -----	9 8
議案第45号の4	市道路線の認定について -----	1 0 1
議案第45号の5	市道路線の認定について -----	1 0 4
議案第45号の6	市道路線の認定について -----	1 0 7
報告第 3 号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて -----	1 1 0
報告第 4 号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について -----	1 1 1
報告第 5 号	土地信託の事務処理状況について -----	1 1 2
報告第 6 号	令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費繰越計算書について -----	1 1 3
報告第 7 号	令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について -----	1 1 7
報告第 8 号	令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の事 故繰越し繰越計算書について -----	1 2 5
報告第 9 号	令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の継続費繰越計算書について -----	1 2 9
報告第10号	令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について -----	1 3 3
報告第11号	令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の繰越計算書について -----	1 3 7
報告第12号	専決処分の報告について -----	1 4 0

専決処分の承認について

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 14 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 4 年 6 月 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整を行うとともに、貯留機能保全区域内の土地に係る固定資産税又は都市計画税を減額するため課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めたため、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、「市町村の」を削り、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第4条第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「同条第9項」を「法附則第15条の9第9項」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第22条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第26条中「附則第22条第2項」を「附則第22条第1項、第2項」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の附則第3条の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。



専決処分の承認について

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 15 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 4 年 6 月 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めたため、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「73,090円」を「75,290円」に改め、同項第4号中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 4 年 6 月 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。  
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年4月12日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,559,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,564,385	9,600	13,573,985
	2 国庫補助金	1,949,324	9,600	1,958,924
歳入合計		76,550,000	9,600	76,559,600

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		9,696,746	9,600	9,706,346
	1 保健衛生費	4,901,839	9,600	4,911,439
歳 出 合 計		76,550,000	9,600	76,559,600



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,564,385	9,600	13,573,985
歳入合計	76,550,000	9,600	76,559,600

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	9,696,746	9,600	9,706,346
歳 出 合 計	76,550,000	9,600	76,559,600

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
9,600	0	0	0
9,600	0	0	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,564,385	9,600	13,573,985
2 国庫補助金	1,949,324	9,600	1,958,924
3 衛生費国庫補助金	92,947	9,600	102,547
歳 入 合 計	76,550,000	9,600	76,559,600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 地方創生臨時 交付金	9,600	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	9,600

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	9,696,746	9,600	9,706,346		
1 保健衛生費	4,901,839	9,600	4,911,439		
2 予防費	537,658	9,600	547,258	国庫支出金	9,600
歳 出 合 計	76,550,000	9,600	76,559,600		

衛生費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	9,600	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費 9,600

専決処分の承認について

令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 4 年 6 月 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。



専 決 処 分 書

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）を次のとおり定める。  
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年5月13日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,387,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,573,985	828,357	14,402,342
	2 国庫補助金	1,958,924	828,357	2,787,281
歳入合計		76,559,600	828,357	77,387,957

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		36,018,591	828,357	36,846,948
	1 社会福祉費	15,728,718	480,952	16,209,670
	2 児童福祉費	16,100,405	347,405	16,447,810
歳 出 合 計		76,559,600	828,357	77,387,957

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,573,985	828,357	14,402,342
歳入合計	76,559,600	828,357	77,387,957

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	36,018,591	828,357	36,846,948
歳 出 合 計	76,559,600	828,357	77,387,957

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
828,357	0	0	0
828,357	0	0	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	13,573,985	828,357	14,402,342
2 国庫補助金	1,958,924	828,357	2,787,281
2 民生費国庫補助金	1,131,568	828,357	1,959,925
歳 入 合 計	76,559,600	828,357	77,387,957



国庫支出金

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	480,952	11 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 12 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金	300,000 180,952
2 児童福祉費補助金	347,405	14 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	347,405

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	36,018,591	828,357	36,846,948		
1 社会福祉費	15,728,718	480,952	16,209,670		
1 社会福祉総務費	5,391,074	480,952	5,872,026	国庫支出金	480,952
2 児童福祉費	16,100,405	347,405	16,447,810		

節		金額	説明	
区分				
1	報酬	4,191	10 職員給与費	11,319
3	職員手当等	13,331	250 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	469,633
	6 時間外勤務手当	11,319	1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	300,000
	17 会計年度任用職員期末手当	2,012	2 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費	169,633
4	共済費	1,075		
9	旅費	515		
	1 費用弁償	515		
11	需用費	594		
	1 消耗品費	300		
	4 印刷製本費	294		
12	役務費	1,970		
	1 通信運搬費	1,623		
	3 手数料	347		
13	委託料	158,944		
14	使用料及び賃借料	332		
19	負担金補助及び交付金	300,000		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 児童福祉総務費	4,454,048	3,360	4,457,408	国庫支出金	3,360
2 児童保育費	10,456,400	344,045	10,800,445	国庫支出金	344,045
歳 出 合 計	76,559,600	828,357	77,387,957		

節		金額	説明	明	
区分					
3	職員手当等	3,360	10	職員給与費	3,360
	6 時間外勤務手当	3,360			
1	報酬	6,328	100	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	344,045
				1 子育て世帯生活支援特別給付金	298,000
				2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費	46,045
3	職員手当等	1,306			
	17 会計年度任用職員期末手当	1,306			
4	共済費	1,247			
9	旅費	303			
	1 費用弁償	303			
11	需用費	566			
	1 消耗品費	500			
	4 印刷製本費	66			
12	役務費	1,295			
	1 通信運搬費	838			
	3 手数料	457			
13	委託料	33,500			
14	使用料及び賃借料	1,500			
19	負担金補助及び交付金	298,000			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,596 (1,555)	1,136,719	5,807,708	12,993,213	2,287,901	15,281,114	
補正前	1,596 (1,544)	1,126,200	5,789,711	12,964,697	2,285,579	15,250,276	
比較	0 (11)	10,519	17,997	28,516	2,322	30,838	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	2,738,762	674,831				
	補正前	2,735,444	660,152				
	比較	3,318	14,679				

※表中( )は、短時間勤務職員について外書きしたものです。  
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員(本年度50人、前年度43人)を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,643,349	11,692,135	13,825,324	
補正前	5,628,670	11,677,456	13,810,645	
比較	14,679	14,679	14,679	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	674,831		
	補正前	660,152		
	比較	14,679		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,476)	1,136,719	164,359	1,301,078	154,712	1,455,790	
補正前	(1,465)	1,126,200	161,041	1,287,241	152,390	1,439,631	
比較	(11)	10,519	3,318	13,837	2,322	16,159	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	164,359					
	補正前	161,041					
	比較	3,318					

※表中( )は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。  
 ※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	17,997	その他の増減分 17,997	期末勤勉手当 3,318 千円	
			時間外勤務手当 14,679 千円	

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,586,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		14,402,342	192,815	14,595,157
	2 国庫補助金	2,787,281	192,815	2,980,096
20 繰越金		750,000	5,596	755,596
	1 繰越金	750,000	5,596	755,596
歳入合計		77,387,957	198,411	77,586,368

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,372,101	5,422	8,377,523
	1 総務管理費	6,540,227	5,422	6,545,649
3 民生費		36,846,948	17,570	36,864,518
	1 社会福祉費	16,209,670	17,570	16,227,240
8 土木費		5,863,182	90,000	5,953,182
	4 都市計画費	3,296,076	90,000	3,386,076
10 教育費		5,055,261	85,419	5,140,680
	5 社会教育費	1,255,553	85,419	1,340,972
歳出合計		77,387,957	198,411	77,586,368



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入  
歳

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	14,402,342	192,815	14,595,157
20 繰越金	750,000	5,596	755,596
歳入合計	77,387,957	198,411	77,586,368

# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,372,101	5,422	8,377,523
3 民生費	36,846,948	17,570	36,864,518
8 土木費	5,863,182	90,000	5,953,182
10 教育費	5,055,261	85,419	5,140,680
歳 出 合 計	77,387,957	198,411	77,586,368

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
5,422	0	0	0
11,974	0	0	5,596
90,000	0	0	0
85,419	0	0	0
192,815	0	0	5,596

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,402,342	192,815	14,595,157
2 国庫補助金	2,787,281	192,815	2,980,096
1 総務費国庫補助金	175,971	5,422	181,393
2 民生費国庫補助金	1,959,925	11,974	1,971,899
5 土木費国庫補助金	338,593	90,000	428,593
7 教育費国庫補助金	171,929	85,419	257,348
20 繰越金	750,000	5,596	755,596
1 繰越金	750,000	5,596	755,596
1 繰越金	750,000	5,596	755,596
歳 入 合 計	77,387,957	198,411	77,586,368

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	2,711	4 デジタル田園都市国家構想推進交付金	2,711
3 地方創生臨時交付金	2,711	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,711
1 社会福祉費補助金	5,987	10 デジタル田園都市国家構想推進交付金	5,987
4 地方創生臨時交付金	5,987	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,987
4 都市計画費補助金	45,000	4 デジタル田園都市国家構想推進交付金	45,000
6 地方創生臨時交付金	45,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	45,000
4 社会教育費補助金	42,705	3 デジタル田園都市国家構想推進交付金	42,705
5 地方創生臨時交付金	42,714	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	42,714
1 前年度繰越金	5,596	1 前年度繰越金	5,596

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,372,101	5,422	8,377,523		
1 総務管理費	6,540,227	5,422	6,545,649		
13 文化行政費	470,438	5,422	475,860	国庫支出金	5,422
3 民生費	36,846,948	17,570	36,864,518		
1 社会福祉費	16,209,670	17,570	16,227,240		
2 障がい者福祉費	6,259,860	11,974	6,271,834	国庫支出金	11,974
3 社会福祉施設費	67,377	316	67,693	一般財源	316
9 体育施設費	478,781	5,280	484,061	一般財源	5,280
8 土木費	5,863,182	90,000	5,953,182		
4 都市計画費	3,296,076	90,000	3,386,076		
1 都市計画総務費	2,774,858	90,000	2,864,858	国庫支出金	90,000
10 教育費	5,055,261	85,419	5,140,680		
5 社会教育費	1,255,553	85,419	1,340,972		
2 文化財保護費	491,952	81,334	573,286	国庫支出金	81,334

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	5,422	210 デジタル田園都市国家構想推進事業費	5,422
11 需用費	1,476	120 デジタル田園都市国家構想推進事業費	11,974
1 消耗品費	1,476		
13 委託料	10,498		
22 補償補填及び 賠償金	316	40 福祉会館解体事業費	316
11 需用費	5,280	40 温水プール管理経費	5,280
6 修繕料	5,280		
13 委託料	90,000	130 デジタル田園都市国家構想推進事業費	90,000
11 需用費	1,227	120 デジタル田園都市国家構想推進事業費	81,334
1 消耗品費	1,227		
12 役務費	320		
1 通信運搬費	320		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	3 公民館費	71,676	645	72,321	国庫支出金	645
	5 青少年施設費	54,864	129	54,993	国庫支出金	129
	6 図書館費	146,191	3,311	149,502	国庫支出金	3,311
歳 出 合 計		77,387,957	198,411	77,586,368		



## 教育費

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
13	委託料	79,787		
12	役務費	645	60 デジタル田園都市国家構想推進事業費	645
	1 通信運搬費	645		
12	役務費	129	40 デジタル田園都市国家構想推進事業費	129
	1 通信運搬費	129		
12	役務費	129	40 デジタル田園都市国家構想推進事業費	3,311
	1 通信運搬費	129		
13	委託料	3,182		

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,011,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,595,157	206,199	14,801,356
	1 国庫負担金	11,566,514	94,976	11,661,490
	2 国庫補助金	2,980,096	111,223	3,091,319
16 県支出金		6,098,164	87,927	6,186,091
	2 県補助金	1,337,470	87,927	1,425,397
19 繰入金		613,603	72,205	685,808
	2 基金繰入金	548,653	72,205	620,858
20 繰越金		755,596	50,353	805,949
	1 繰越金	755,596	50,353	805,949
21 諸収入		3,625,144	2,098	3,627,242
	5 雑入	903,395	2,098	905,493
22 市債		2,875,700	6,500	2,882,200
	1 市債	2,875,700	6,500	2,882,200
歳 入 合 計		77,586,368	425,282	78,011,650

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,377,523	12,935	8,390,458
	1 総務管理費	6,545,649	12,935	6,558,584
3 民生費		36,864,518	40,217	36,904,735
	1 社会福祉費	16,227,240	7,217	16,234,457
	2 児童福祉費	16,447,810	33,000	16,480,810
4 衛生費		9,706,346	304,919	10,011,265
	1 保健衛生費	4,911,439	283,566	5,195,005
	2 清掃費	4,794,907	21,353	4,816,260
5 労働費		229,112	6,060	235,172
	1 労働諸費	229,112	6,060	235,172
7 商工費		1,595,811	444	1,596,255
	1 商工費	1,595,811	444	1,596,255
8 土木費		5,953,182	19,280	5,972,462
	4 都市計画費	3,386,076	19,280	3,405,356
10 教育費		5,140,680	41,427	5,182,107
	1 教育総務費	1,042,480	34,980	1,077,460
	5 社会教育費	1,340,972	6,447	1,347,419
歳 出 合 計		77,586,368	425,282	78,011,650

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
茅ヶ崎市民文化会館指定管理料	令和4年度 ┆ 令和9年度	千円 1,059,623	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 212,103

### 第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
美 術 館 整 備 事 業 債	27,800	34,300
計	2,875,700	2,882,200

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	14,595,157	206,199	14,801,356
16 県支出金	6,098,164	87,927	6,186,091
19 繰入金	613,603	72,205	685,808
20 繰越金	755,596	50,353	805,949
21 諸収入	3,625,144	2,098	3,627,242
22 市債	2,875,700	6,500	2,882,200
歳入合計	77,586,368	425,282	78,011,650

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,377,523	12,935	8,390,458
3 民生費	36,864,518	40,217	36,904,735
4 衛生費	9,706,346	304,919	10,011,265
5 労働費	229,112	6,060	235,172
7 商工費	1,595,811	444	1,596,255
8 土木費	5,953,182	19,280	5,972,462
10 教育費	5,140,680	41,427	5,182,107
歳 出 合 計	77,586,368	425,282	78,011,650



(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財源	内訳
国県支出金	地方債	その他	一般財源
10,037	6,500	2,098	△5,700
57,494	0	0	△17,277
159,828	0	5,376	139,715
6,060	0	0	0
0	0	0	444
19,280	0	0	0
41,427	0	0	0
294,126	6,500	7,474	117,182

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,595,157	206,199	14,801,356
1 国庫負担金	11,566,514	94,976	11,661,490
2 衛生費国庫負担金	69,052	94,976	164,028
2 国庫補助金	2,980,096	111,223	3,091,319
1 総務費国庫補助金	181,393	10,037	191,430
2 民生費国庫補助金	1,971,899	29,217	2,001,116
3 衛生費国庫補助金	102,547	5,202	107,749
5 土木費国庫補助金	428,593	19,280	447,873
7 教育費国庫補助金	257,348	41,427	298,775
8 労働費国庫補助金	0	6,060	6,060
16 県支出金	6,098,164	87,927	6,186,091
2 県補助金	1,337,470	87,927	1,425,397
2 民生費県補助金	924,356	28,277	952,633

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	94,976	1 感染症予防事業費負担金 (1/2) 2 感染症患者入院医療費負担金 (3/4) 3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1/2)	10,019 42,103 42,854
3 地方創生臨時交付金	10,037	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10,037
2 児童福祉費補助金	11,000	4 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	11,000
4 地方創生臨時交付金	18,217	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,217
3 地方創生臨時交付金	5,202	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,202
6 地方創生臨時交付金	19,280	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	19,280
5 地方創生臨時交付金	41,427	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	41,427
1 地方創生臨時交付金	6,060	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,060
2 児童福祉費補助金	28,277	6 子ども・子育て支援交付金 (1/3) 10 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金 (3/4)	11,000 1,904

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 衛生費県補助金	276,306	59,650	335,956
19	繰入金	613,603	72,205	685,808
	2 基金繰入金	548,653	72,205	620,858
	1 ふるさと基金繰入金	87,869	649	88,518
	2 財政調整基金繰入金	53,570	66,829	120,399
	7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	329,387	4,727	334,114
20	繰越金	755,596	50,353	805,949
	1 繰越金	755,596	50,353	805,949
	1 繰越金	755,596	50,353	805,949
21	諸収入	3,625,144	2,098	3,627,242
	5 雑入	903,395	2,098	905,493
	2 雑入	901,340	2,098	903,438
22	市債	2,875,700	6,500	2,882,200
	1 市債	2,875,700	6,500	2,882,200
	1 総務債	70,000	6,500	76,500
	歳 入 合 計	77,586,368	425,282	78,011,650

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		11 保育緊急対策事業費補助金	15,373
1 保健衛生費補助金	59,650	9 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	59,650
1 ふるさと基金繰入金	649	1 ふるさと基金繰入金	649
1 財政調整基金繰入金	66,829	1 財政調整基金繰入金	66,829
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	4,727	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	4,727
1 前年度繰越金	50,353	1 前年度繰越金	50,353
1 総務費雑入	2,098	10 コミュニティ助成事業助成金 13 地方創生アドバイザー事業助成金	1,900 198
1 総務管理債	6,500	3 美術館整備事業債	6,500

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,377,523	12,935	8,390,458		
1 総務管理費	6,545,649	12,935	6,558,584		
1 一般管理費	3,379,518	1,132	3,380,650	国庫支出金	1,132
				地方債	900
				一般財源	△900
3 広報広聴費	95,765	198	95,963	そ の 他	198
4 財政管理費	233,061	649	233,710	一般財源	649
6 財産管理費	342,827	2,631	345,458	国庫支出金	2,631
12 地域活動推進費	272,524	6,425	278,949	国庫支出金	6,274
				一般財源	151
13 文化行政費	475,860	0	475,860	地方債	5,600
				一般財源	△5,600
14 防災対策費	93,454	1,900	95,354	そ の 他	1,900
3 民生費	36,864,518	40,217	36,904,735		
1 社会福祉費	16,227,240	7,217	16,234,457		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	1,132	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,132
	1 消耗品費	1,132		
8	報償費	198	10 広報活動事業費 1 広報活動一般管理経費	198 198
25	積立金	649	20 ふるさと基金積立金	649
11	需用費	2,631	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,631
	1 消耗品費	2,631		
1	報酬	140	10 地域活動推進経費	151
9	旅費	11	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	6,274
	1 費用弁償	11		
11	需用費	5,764		
	6 修繕料	5,764		
19	負担金補助及び交付金	510		
19	負担金補助及び交付金	1,900	20 防災対策事業費 3 自主防災組織育成事業費	1,900 1,900

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
9 体育施設費	484,061	7,217	491,278	国庫支出金	7,217
2 児童福祉費	16,447,810	33,000	16,480,810		
1 児童福祉総務費	4,457,408	0	4,457,408	県支出金	17,277
				一般財源	△17,277
5 地域児童福祉費	609,493	33,000	642,493	国庫支出金	22,000
				県支出金	11,000
4 衛生費	9,706,346	304,919	10,011,265		
1 保健衛生費	4,911,439	283,566	5,195,005		
2 予防費	547,258	222,104	769,362	国庫支出金	94,976
				県支出金	59,650
				そ の 他	649
				一般財源	66,829
3 母子衛生費	831,166	55,896	887,062	一般財源	55,896



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11 需用費		7,217	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	7,217
6 修繕料		7,217		
13 委託料		27,000	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	33,000
19 負担金補助及び交付金		6,000		
1 報酬		567	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	222,104
12 役務費		2,810		
1 通信運搬費		2,810		
13 委託料		160,301		
14 使用料及び賃借料		1,638		
18 備品購入費		650		
20 扶助費		56,138		
11 需用費		192	20 こども予防接種事業費	55,896
4 印刷製本費		192		
12 役務費		1,708		
1 通信運搬費		1,708		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 環境衛生費	156,454	5,566	162,020	国庫支出金	5,202
				一般財源	364
2 清掃費	4,794,907	21,353	4,816,260		
1 清掃総務費	1,633,838	16,626	1,650,464	一般財源	16,626
2 じんかい処理費	2,902,585	4,727	2,907,312	そ の 他	4,727
5 労働費	229,112	6,060	235,172		
1 労働諸費	229,112	6,060	235,172		
1 労働諸費	229,112	6,060	235,172	国庫支出金	6,060
7 商工費	1,595,811	444	1,596,255		
1 商工費	1,595,811	444	1,596,255		
1 商工振興費	1,517,468	444	1,517,912	一般財源	444
8 土木費	5,953,182	19,280	5,972,462		
4 都市計画費	3,386,076	19,280	3,405,356		
1 都市計画総務費	2,864,858	19,280	2,884,138	国庫支出金	19,280

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
13	委託料	53,909		
19	負担金補助及び交付金	87		
11	需用費	5,566	20 公衆便所関係経費	364
	6 修繕料	5,566	140 新型コロナウイルス感染症対策事業費	5,202
25	積立金	16,626	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	16,626
19	負担金補助及び交付金	4,727	100 広域リサイクルセンター管理運営経費	4,727
11	需用費	6,060	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	6,060
	6 修繕料	6,060		
1	報酬	350	110 道の駅整備推進事業費	444
9	旅費	94		
	1 費用弁償	94		
19	負担金補助及び交付金	19,280	140 新型コロナウイルス感染症対策事業費	19,280

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 教育費	5,140,680	41,427	5,182,107		
1 教育総務費	1,042,480	34,980	1,077,460		
2 事務局費	1,036,135	34,980	1,071,115	国庫支出金	34,980
5 社会教育費	1,340,972	6,447	1,347,419		
3 公民館費	72,321	94	72,415	国庫支出金	94
4 青少年対策費	72,656	710	73,366	国庫支出金	710
5 青少年施設費	54,993	3,322	58,315	国庫支出金	3,322
6 図書館費	149,502	2,321	151,823	国庫支出金	2,321
歳 出 合 計	77,586,368	425,282	78,011,650		

教育費

(単位 千円)

節		金額	説	明
区分				
14 使用料及び賃借料		34,980	150 新型コロナウイルス感染症対策事業費	34,980
11 需用費		94	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	94
6 修繕料		94		
11 需用費		710	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	710
6 修繕料		710		
11 需用費		3,322	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,322
1 消耗品費		37		
6 修繕料		3,285		
11 需用費		2,321	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,321
6 修繕料		2,321		



給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	その他の 特別 職	2,046	130,014	130,014	130,014	
	計	2,078	284,238	444,162	504,699	
補 正 前	その他の 特別 職	2,039	128,957	128,957	128,957	
	計	2,071	283,181	443,105	503,642	
比 較	その他の 特別 職	7	1,057	1,057	1,057	
	計	7	1,057	1,057	1,057	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) の 額	
		期 間	金 額
茅ヶ崎市民文化会館指定管理料	千円 212,103		千円



に関する調書

当該年度以降の 支出予定額 期間	金額	左の財源内訳			一般財源
		特定 国県支出金	特定 地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度 ┆ 令和5年度	212,103				212,103

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				現 在 高 見 込 額	
		補 正 前 の 額	補 正 額	繰 越 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	37,352,609	1,705,700	6,500	672,900	2,385,100	36,087,054	36,766,454
(1) 総務	10,652,795	70,000	6,500		76,500	10,058,178	10,064,678
合 計	64,168,859	2,875,700	6,500	672,900	3,555,100	61,475,006	62,154,406

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主な建設改良事業			
資産購入	775,481千円	11,840千円	787,321千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,801千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,841千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,925,501千円	11,800千円	1,937,301千円
第1項 企業債	1,409,900千円	11,800千円	1,421,700千円
支出			
第1款 資本的支出	2,294,302千円	11,840千円	2,306,142千円
第1項 建設改良費	1,484,297千円	11,840千円	1,496,137千円

（企業債の補正）

第4条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

（単位 千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
医療機器購入	108,900	120,700
計	1,409,900	1,421,700

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,925,501	11,800	1,937,301	
	1 企業債		1,409,900	11,800	1,421,700	
		1 企業債	1,409,900	11,800	1,421,700	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			2,294,302	11,840	2,306,142	
	1 建設改良費		1,484,297	11,840	1,496,137	
		2 資産購入費	775,481	11,840	787,321	



令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 562,727	△ 1,038	△ 563,765
減価償却費	616,970		616,970
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 99,719		△ 99,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,198		△ 12,198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,123		12,123
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 21,455		△ 21,455
長期前受金戻入額	△ 231,429		△ 231,429
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	103,331		103,331
長期前払消費税勘定償却	18,595		18,595
固定資産除却費	14,425		14,425
その他特別損失	8,350		8,350
未収金の増減額 (△は増加)	22,020		22,020
未払金の増減額 (△は減少)	130,942		130,942
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,959		20,959
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>△ 2,162</u>		<u>△ 2,162</u>
小計	18,024	△ 1,038	16,986
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 103,331		△ 103,331
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 31,946</u>		<u>△ 31,946</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 117,252	△ 1,038	△ 118,290
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,261,704	△ 10,764	△ 1,272,468
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850		3,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>510,351</u>		<u>510,351</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 749,503	△ 10,764	△ 760,267
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,409,900	11,800	1,421,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 806,605		△ 806,605
リース債務返済による支出	<u>△ 63,763</u>		<u>△ 63,763</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	539,532	11,800	551,332
資金増加額 (又は減少額)	△ 327,223	△ 2	△ 327,225
資金期首残高	<u>3,274,329</u>		<u>3,274,329</u>
資金期末残高	2,947,106	△ 2	2,947,104

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,746,072		18,746,072
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,062,737		<u>△ 11,062,737</u>
ウ 構 築 物	267,083		267,083
減 価 償 却 累 計 額	△ 179,614		<u>△ 179,614</u>
エ 器 械 備 品	5,392,374	10,764	5,403,138
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,965,780		<u>△ 3,965,780</u>
オ 車 両	5,749		5,749
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462		<u>△ 5,462</u>
カ リ ー ス 資 産	202,702		202,702
減 価 償 却 累 計 額	△ 92,401		<u>△ 92,401</u>
キ 建 設 仮 勘 定	446,360		446,360
有 形 固 定 資 産 合 計			10,101,374
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	49,950		<u>49,950</u>
無 形 固 定 資 産 合 計			51,753
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	2,945		2,945
イ 長 期 前 払 消 費 税	59,374		59,374
ウ そ の 他 投 資	5,858		<u>5,858</u>
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>68,177</u>
固 定 資 産 合 計			10,221,304
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	2,947,106	△ 2	2,947,104
(2) 未 収 金	1,711,191		1,711,191
貸 倒 引 当 金	△ 114,856		<u>△ 114,856</u>
(3) 貯 蔵 品	94,129		<u>94,129</u>
流 動 資 産 合 計			<u>4,637,568</u>
資 産 合 計			<u>14,858,872</u>



区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,014,853	11,800	<u>8,026,653</u>	
	企業債合計				8,026,653
(2)	リース債	85,623			85,623
(3)	引当金				
	ア 退職給付引当金	1,531,632		<u>1,531,632</u>	
	引当金合計				<u>1,531,632</u>
	固定負債合計				9,643,908
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	781,706		<u>781,706</u>	
	企業債合計				781,706
(2)	リース債	35,833			35,833
(3)	未払金	1,097,882			1,097,882
(4)	引当金				
	ア 賞与引当金	342,072		342,072	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	63,833		<u>63,833</u>	
	引当金合計				405,906
(5)	その他流動負債				
	ア 預り金	42,295		<u>42,295</u>	
	その他流動負債合計				<u>42,295</u>
	流動負債合計				2,363,622
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 補助金	750,739		750,739	
	イ 一般会計繰入金	6,590,348		6,590,348	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	長期前受金合計				7,341,087
(2)	収益化累計額				
	ア 補助金	△ 393,290		△ 393,290	
	イ 一般会計繰入金	△ 5,643,123		△ 5,643,123	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	収益化累計額合計				<u>△ 6,036,413</u>
	繰延収益合計				<u>1,304,674</u>
	負債合計				<u>13,312,204</u>
資本の部					
6	資本	5,383,112			5,383,112
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	ア 受贈財産評価額	320		320	
	イ 寄附金	21,048		21,048	
	ウ 補助金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,429
(2)	欠損				
	ア 当年度未処理欠損金	5,614,835	1,038	<u>5,615,873</u>	
	欠損金合計				<u>5,615,873</u>
	剰余金合計				<u>△ 3,836,444</u>
	資本合計				<u>1,546,668</u>
	負債資本合計				<u>14,858,872</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)及び本館改修(令和2年度から令和3年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 81,858 千円、90,044 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,353,267千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 4 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院  
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	1,925,501	11,800	1,937,301
1 企 業 債	1,409,900	11,800	1,421,700
1 企 業 債	1,409,900	11,800	1,421,700

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	2,294,302	11,840	2,306,142
1 建 設 改 良 費	1,484,297	11,840	1,496,137
2 資 産 購 入 費	775,481	11,840	787,321

事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 企業債		11,800	医療機器購入債 11,800

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 資産購入費		11,840	新型コロナウイルス感染症対策 11,840

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内
----------------	--	------

を

茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内
茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会	道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内

に改める。

附 則

- この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 技能者表彰審査委員会委員の項の次に次のように加える。

道の駅整備運営事業者選定委員会委員	日額	10,000円
-------------------	----	---------

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項について、専門的判断を求め、及び広く意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「茅ヶ崎市立病院運営協議会」を「茅ヶ崎市立病院経営審議会」に、「茅ヶ崎市立病院の運営」を「茅ヶ崎市立病院の経営」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市立病院運営協議会委員」を「市立病院経営審議会委員」に改める。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、病院の経営に関する事項の審議を茅ヶ崎市立病院運営協議会の設置目的とするため提案する。



茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第32条の8中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条の2第1項ただし書の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和4年6月6日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附則第7条第1項中「令和3年度分まで」を「令和4年度分まで」に、「令和4年3月31日まで」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第6条第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	5,000円	を
	2,500円	

に改める。

7,000円（歯科医師による初診の場合は5,000円）	
3,000円（歯科医師による再診の場合は1,900円）	

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた診察に係る使用料の額については、なお従前の例による。

令和4年6月6日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の改正に伴い、文書による紹介のない患者の初診及び文書による紹介を行う旨の申出がされた患者の再診に係る使用料の額を改定するため提案する。

## 市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	8363号線	芹沢字城ノ腰 20番1地先	芹沢字城ノ腰 20番1地先	m 86.08	m 3.64

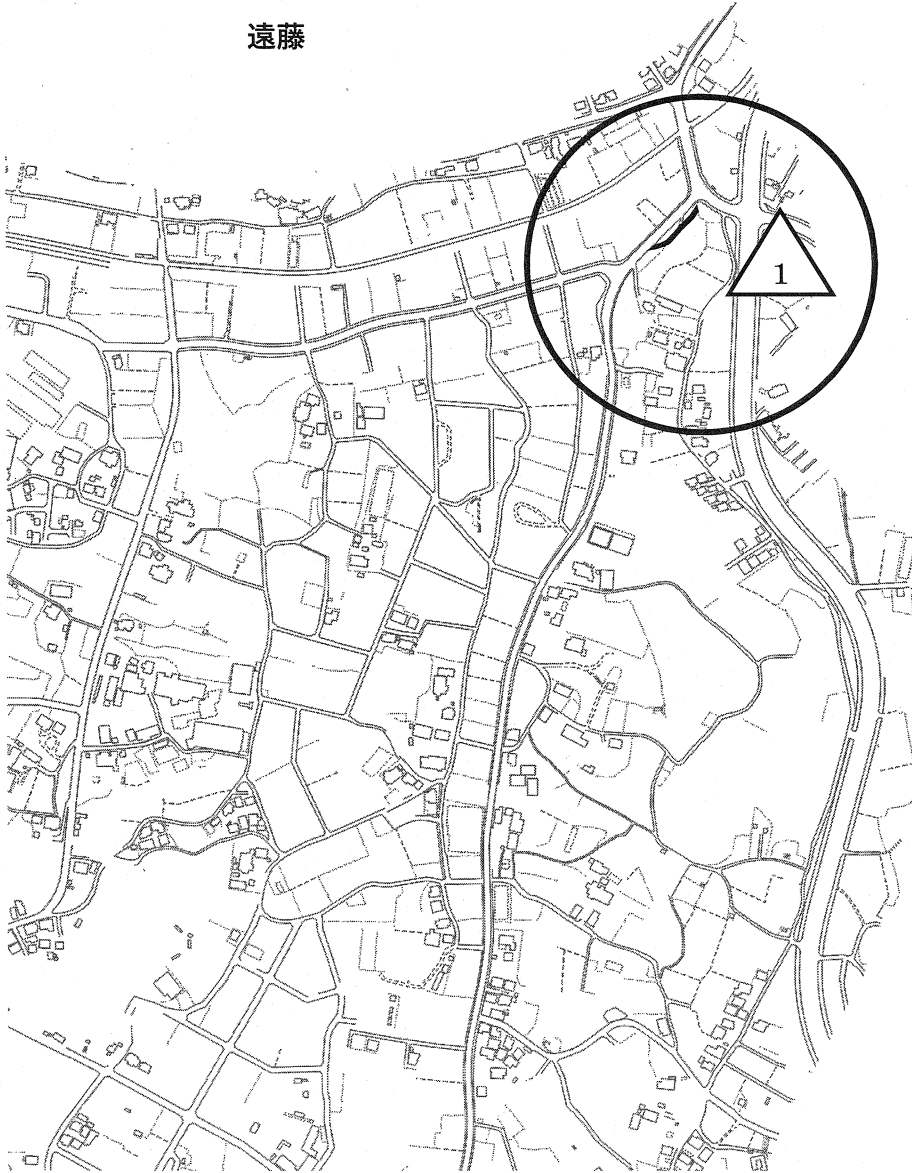
## 提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図

藤沢市

遠藤

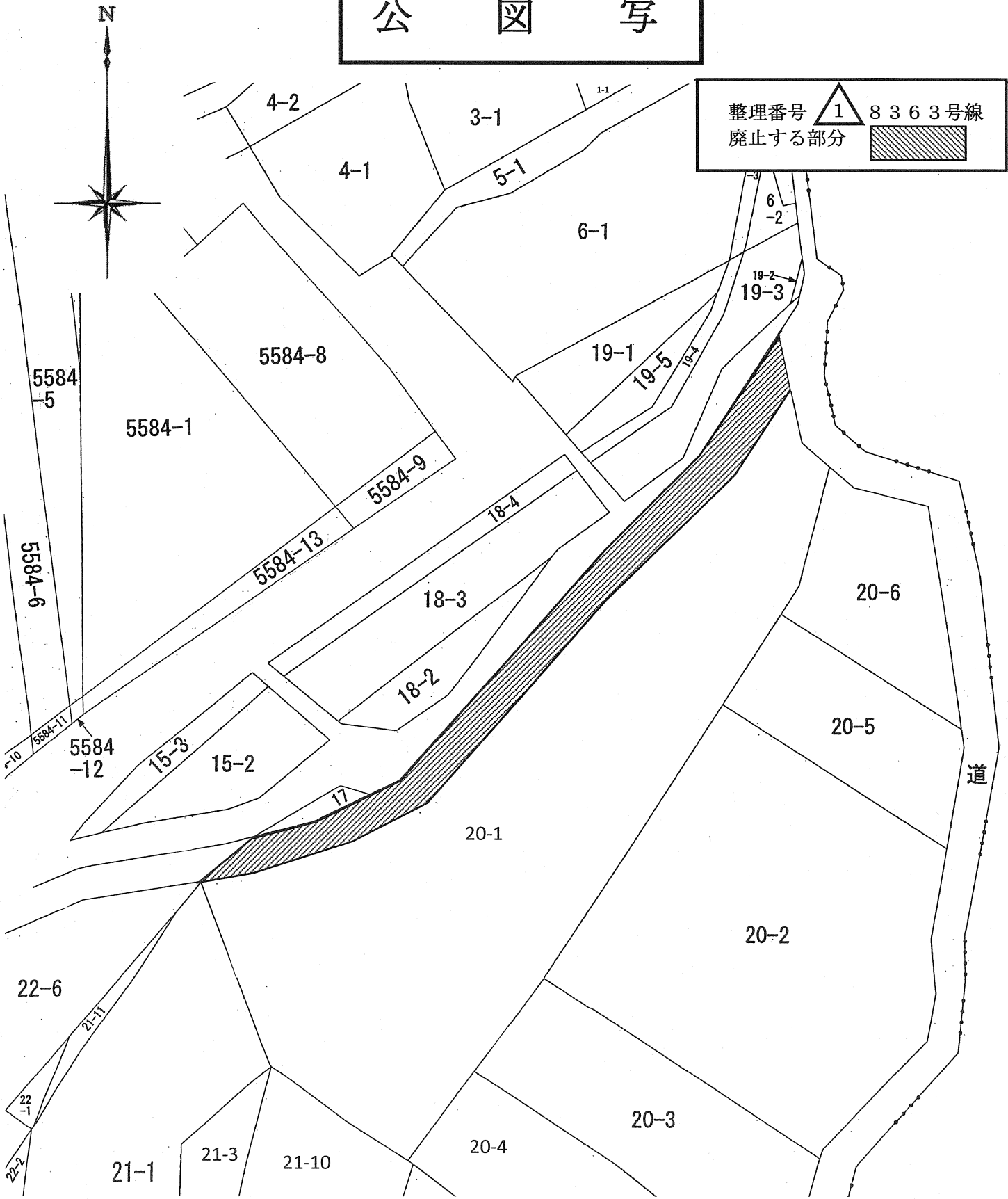


藤沢市

遠藤

写 図 公

整理番号 1 8363号線  
廃止する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

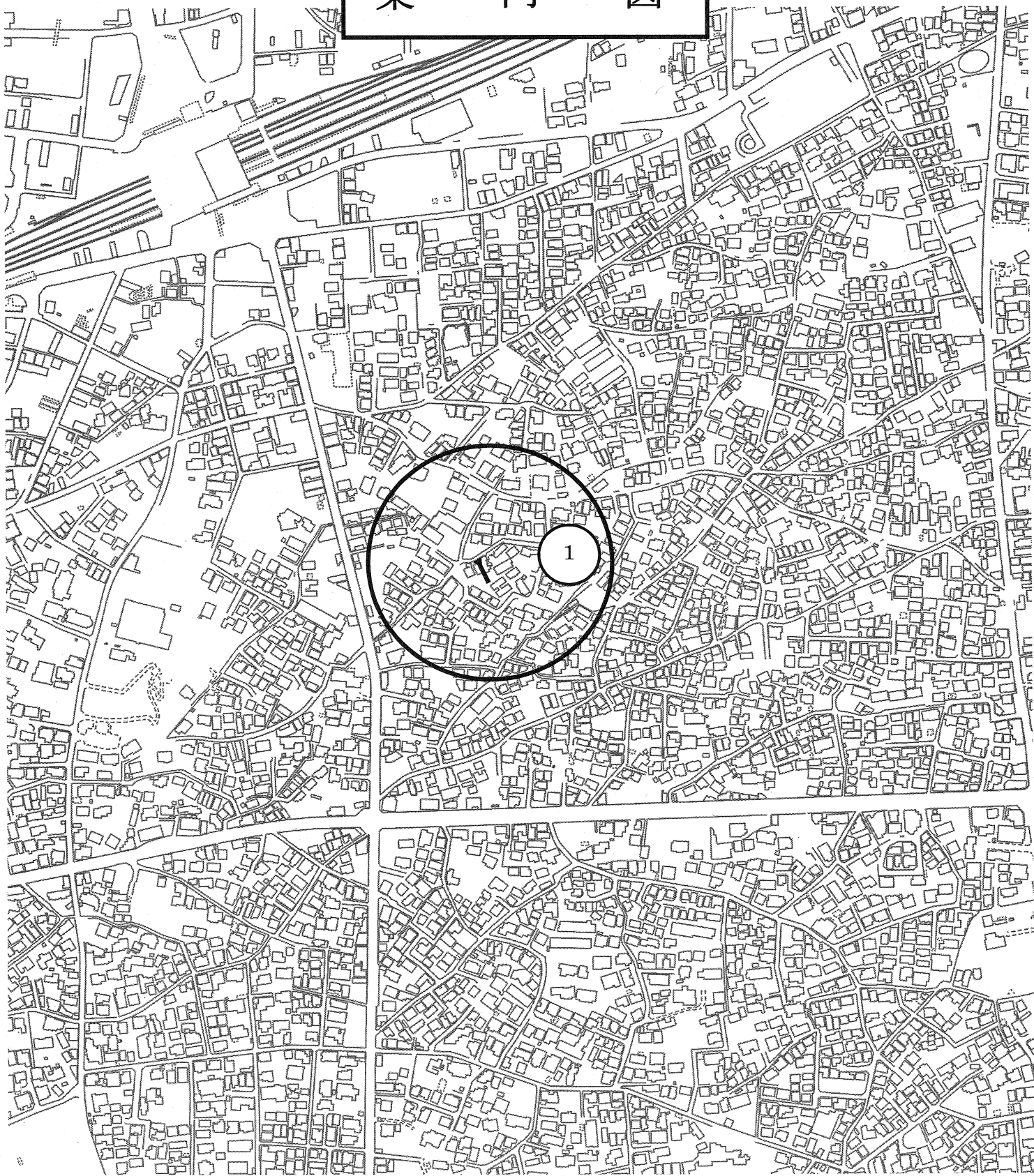
整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1961号線	東海岸北二丁目 10419番12地先	東海岸北二丁目 10419番9地先	m 19.29	m 4.21

## 提案理由

本案は、積水ハウス不動産東京株式会社が築造し、令和4年2月4日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

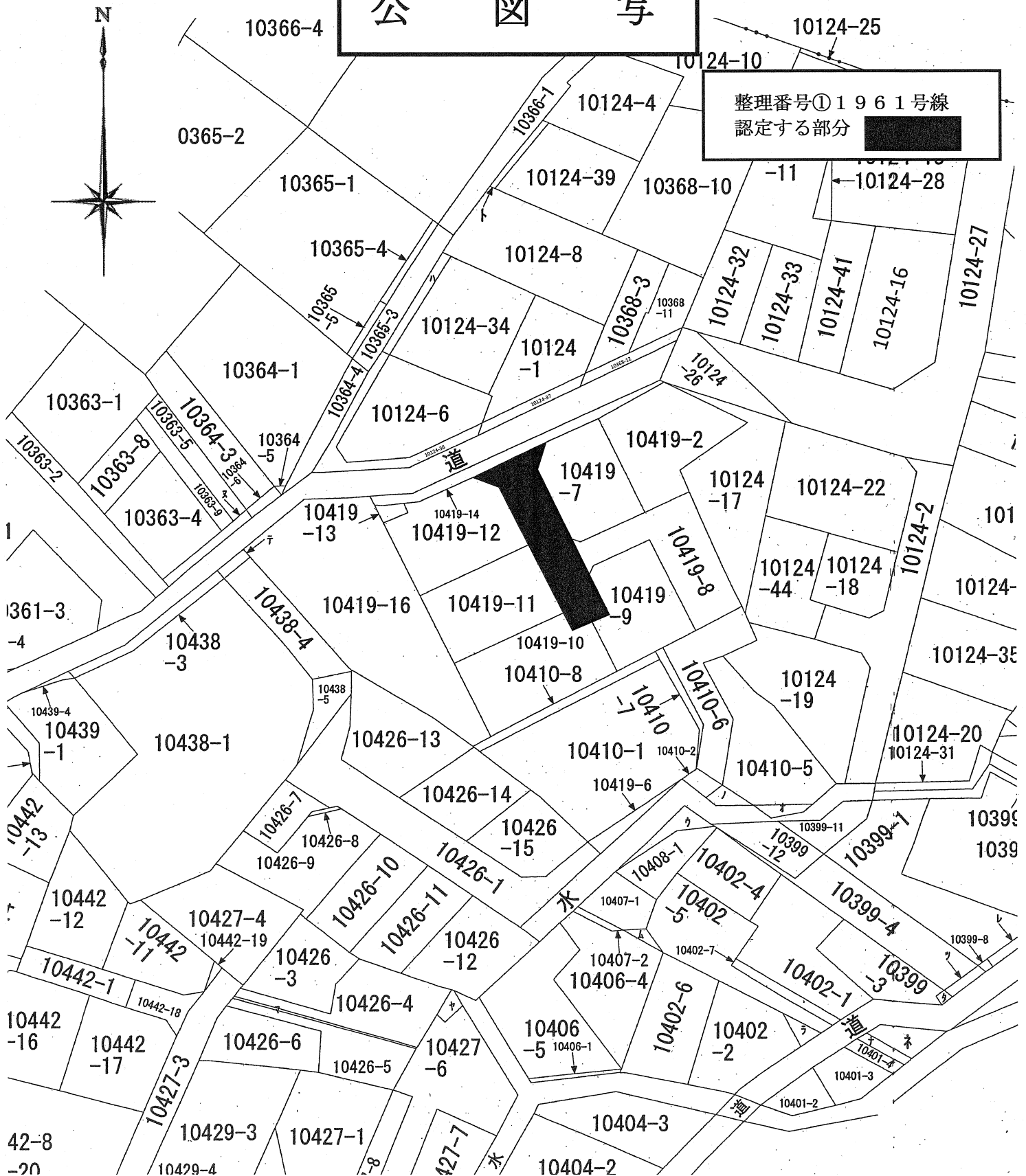


# 案内図



公 図 写

整理番号①1961号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

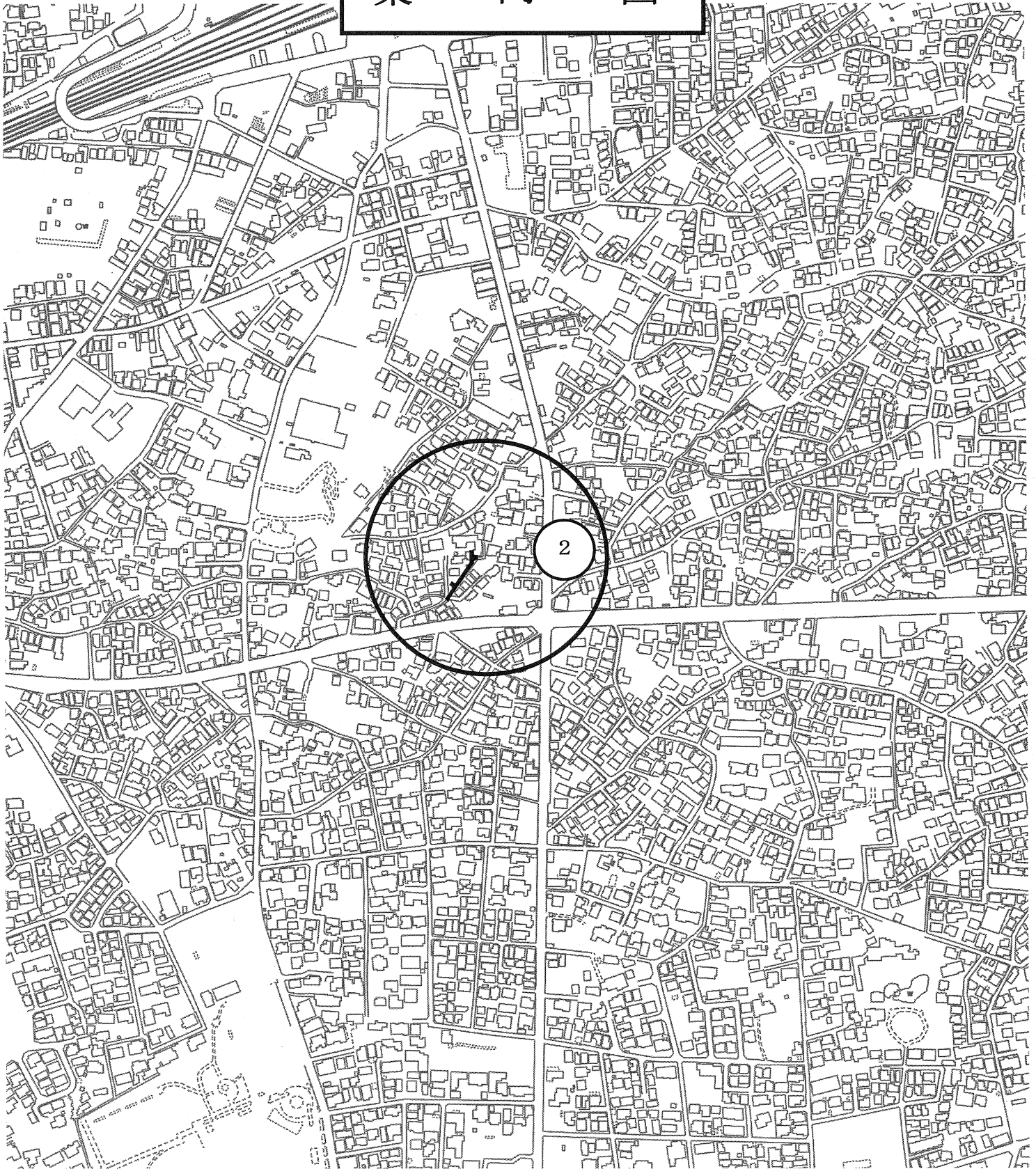
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	2717号線	東海岸北一丁目 10681番10地先	東海岸北一丁目 10689番23地先	m 65.21	4.50 m ~ 4.51

## 提案理由

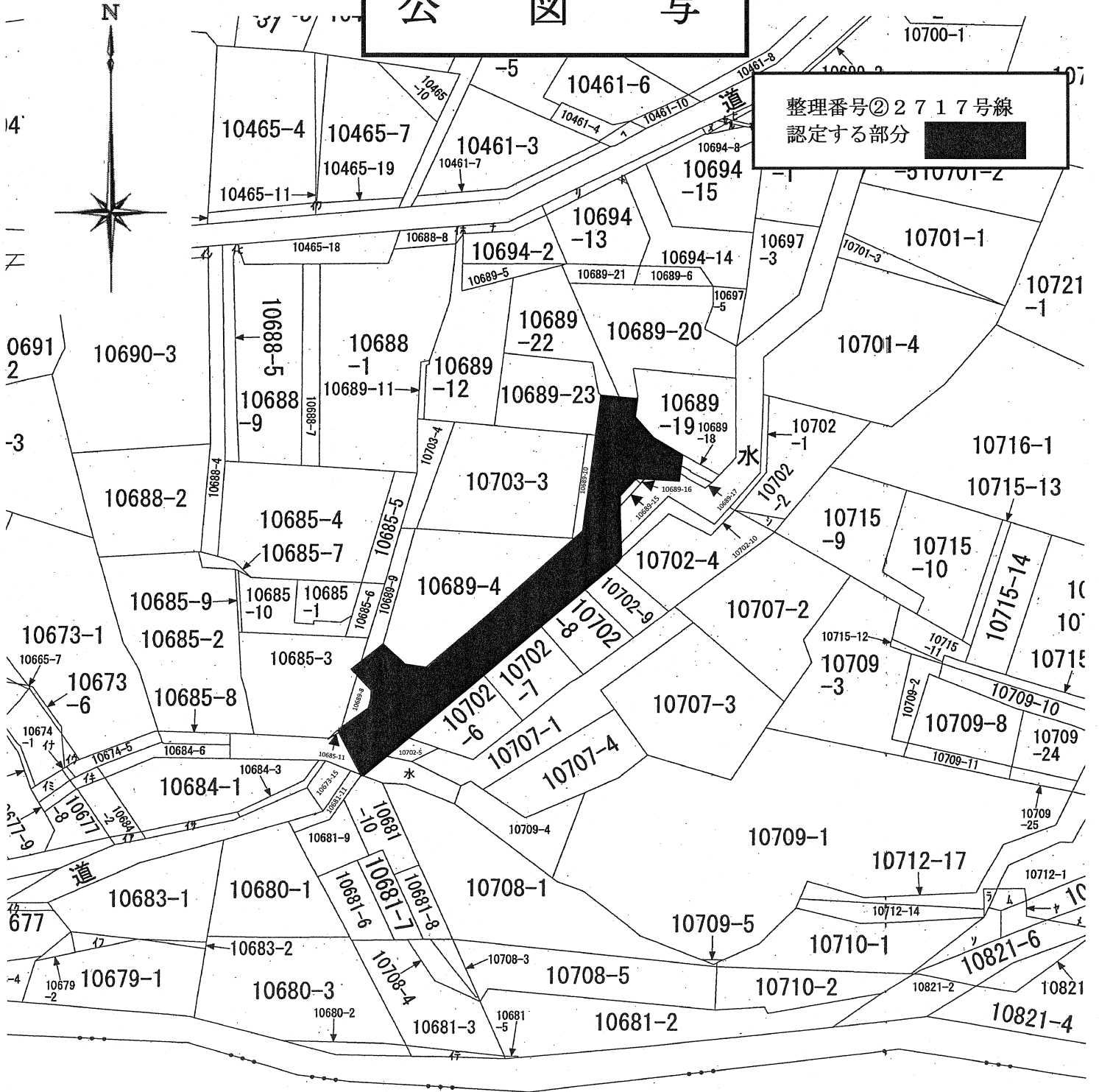
本案は、株式会社ユニテが築造し、令和4年3月23日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②2717号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

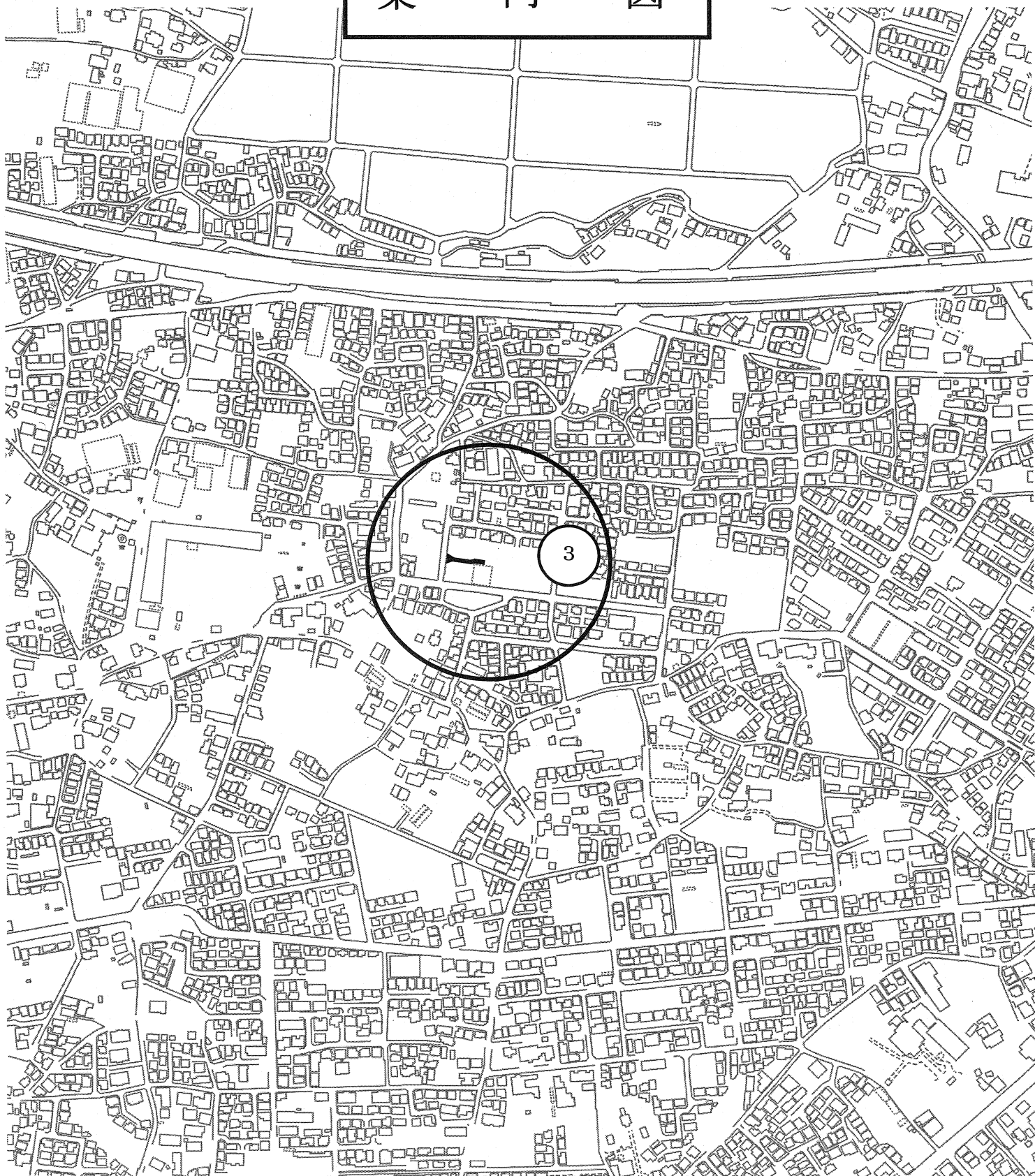
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	3522号線	菱 沼 一 丁 目 2 6 6 番 1 3 地 先	菱 沼 一 丁 目 2 6 6 番 1 0 地 先	m 34.98	m 4.50

## 提案理由

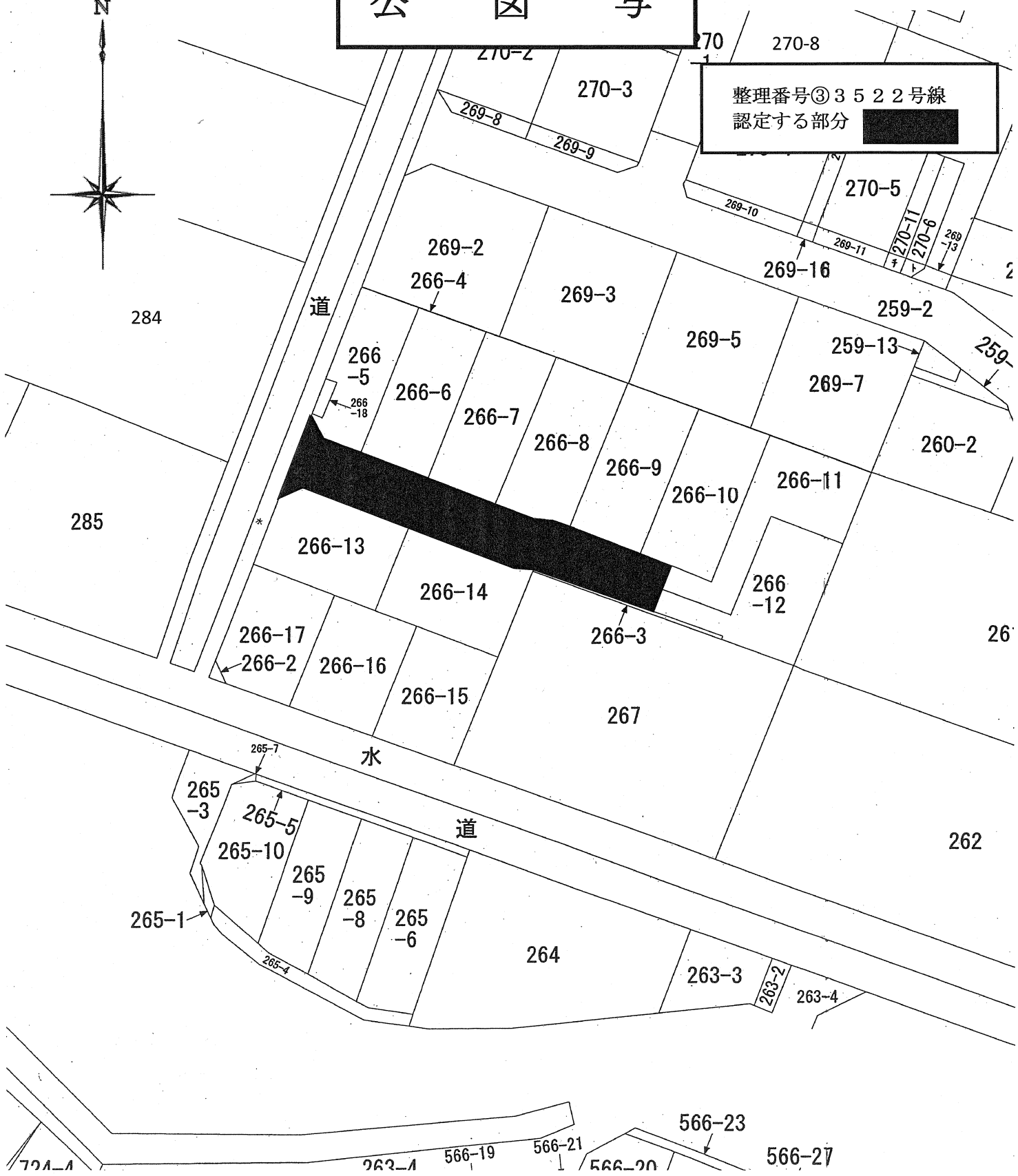
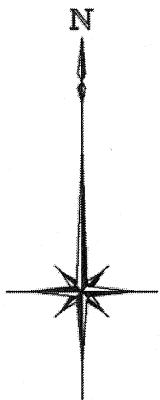
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和4年3月2日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号③3522号線  
認定する部分





## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

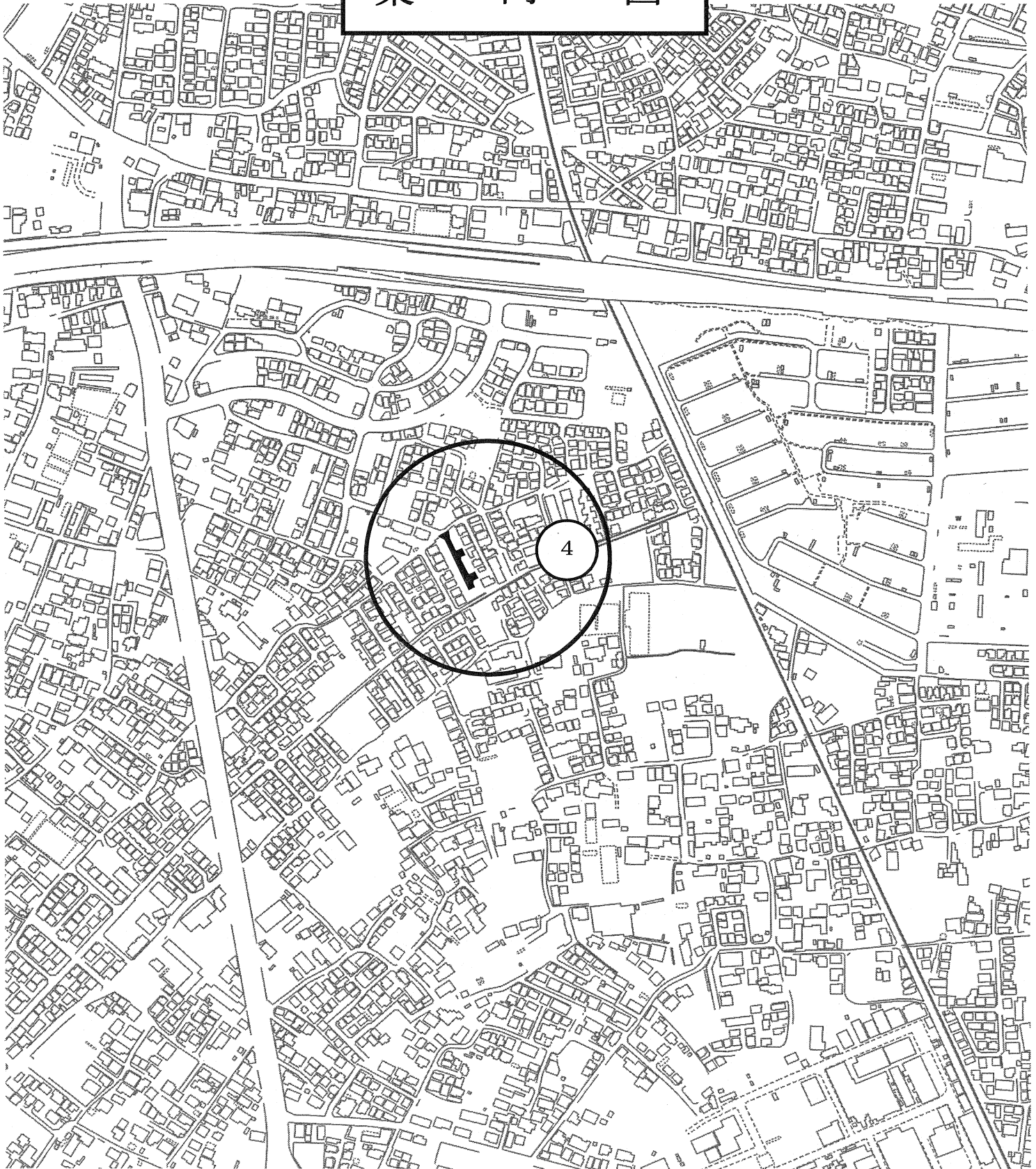
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	4218号線	円蔵字御屋敷 2050番5地先	円蔵字御屋敷 2050番9地先	m 68.61	4.50 m ~ 4.51

## 提案理由

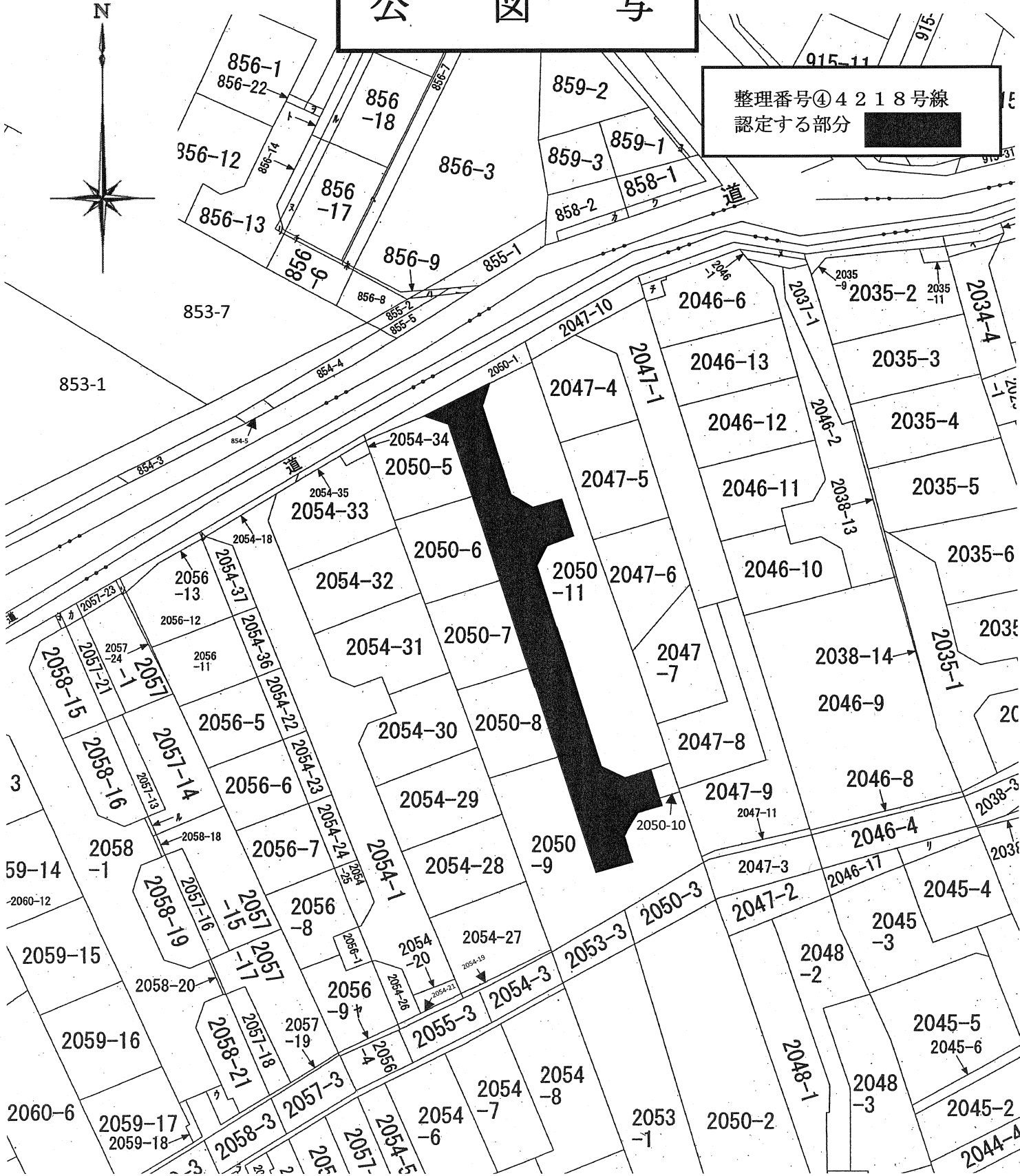
本案は、有限会社日本ホームカンパニーが築造し、令和4年3月31日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

# 案内図



# 公 図 写

整理番号④4218号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

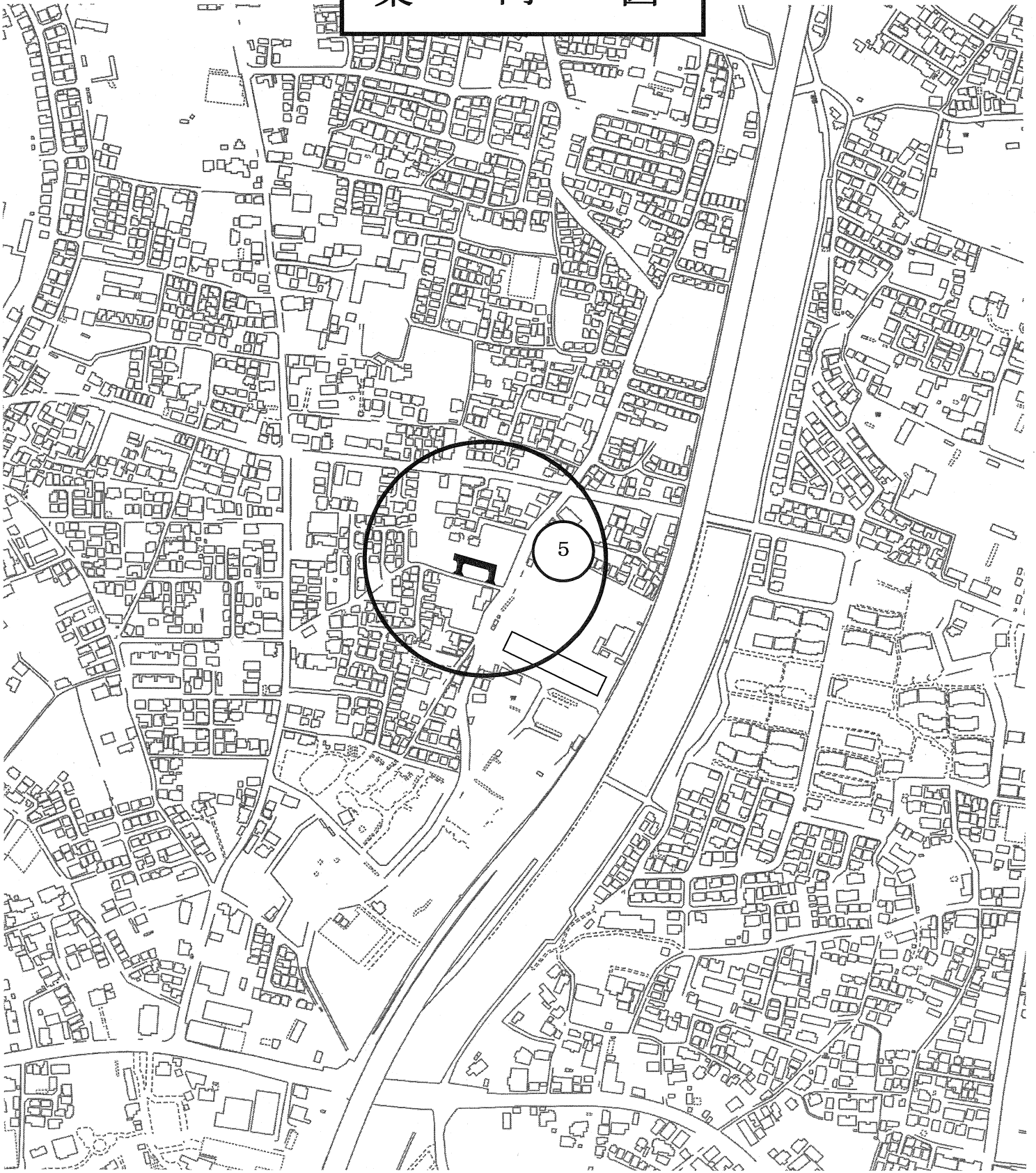
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5792号線	今宿字上大田島 255番16地先	今宿字上大田島 255番22地先	m 72.34	m 4.21

## 提案理由

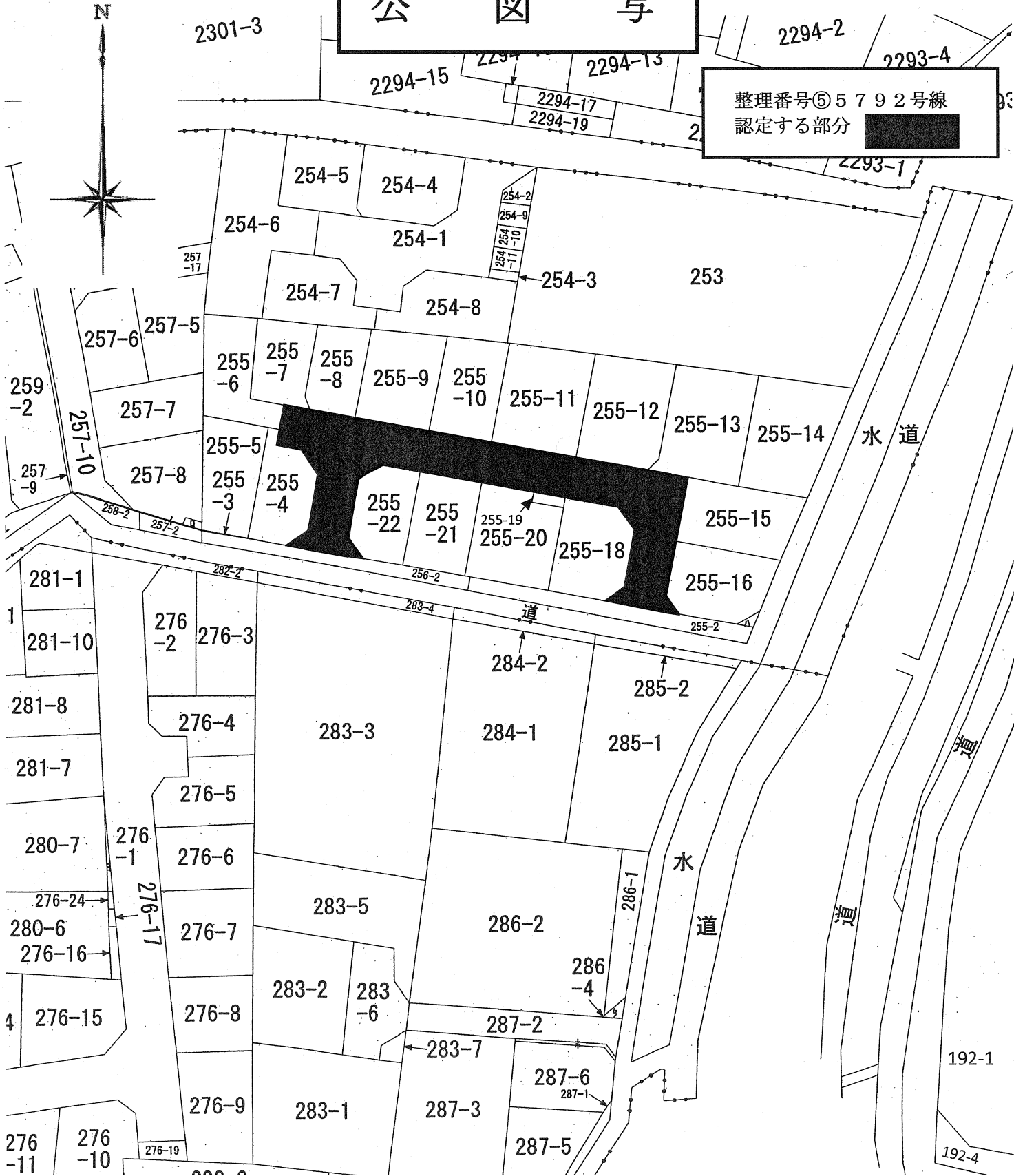
本案は、有限会社イーグルハウスが築造し、令和4年1月21日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



写 図 公

整理番号⑤5792号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

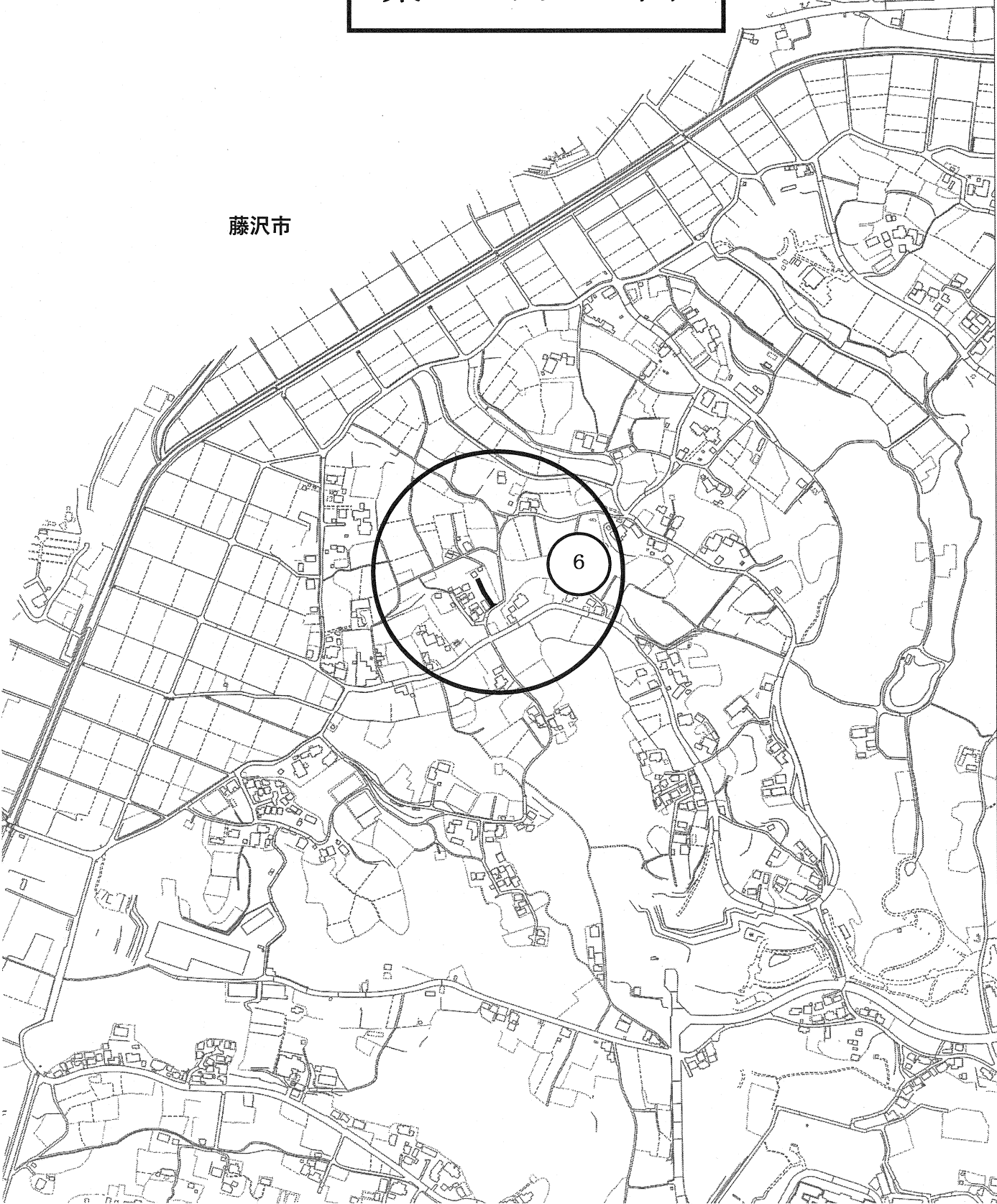
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	8596号線	芹 沢 字 広 町 3 3 3 9 番 1 地 先	芹 沢 字 広 町 3 3 3 9 番 1 地 先	m 6.00	m 54.03

## 提案理由

本案は、株式会社THコーポレーションが築造し、令和4年3月4日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。


# 案内図

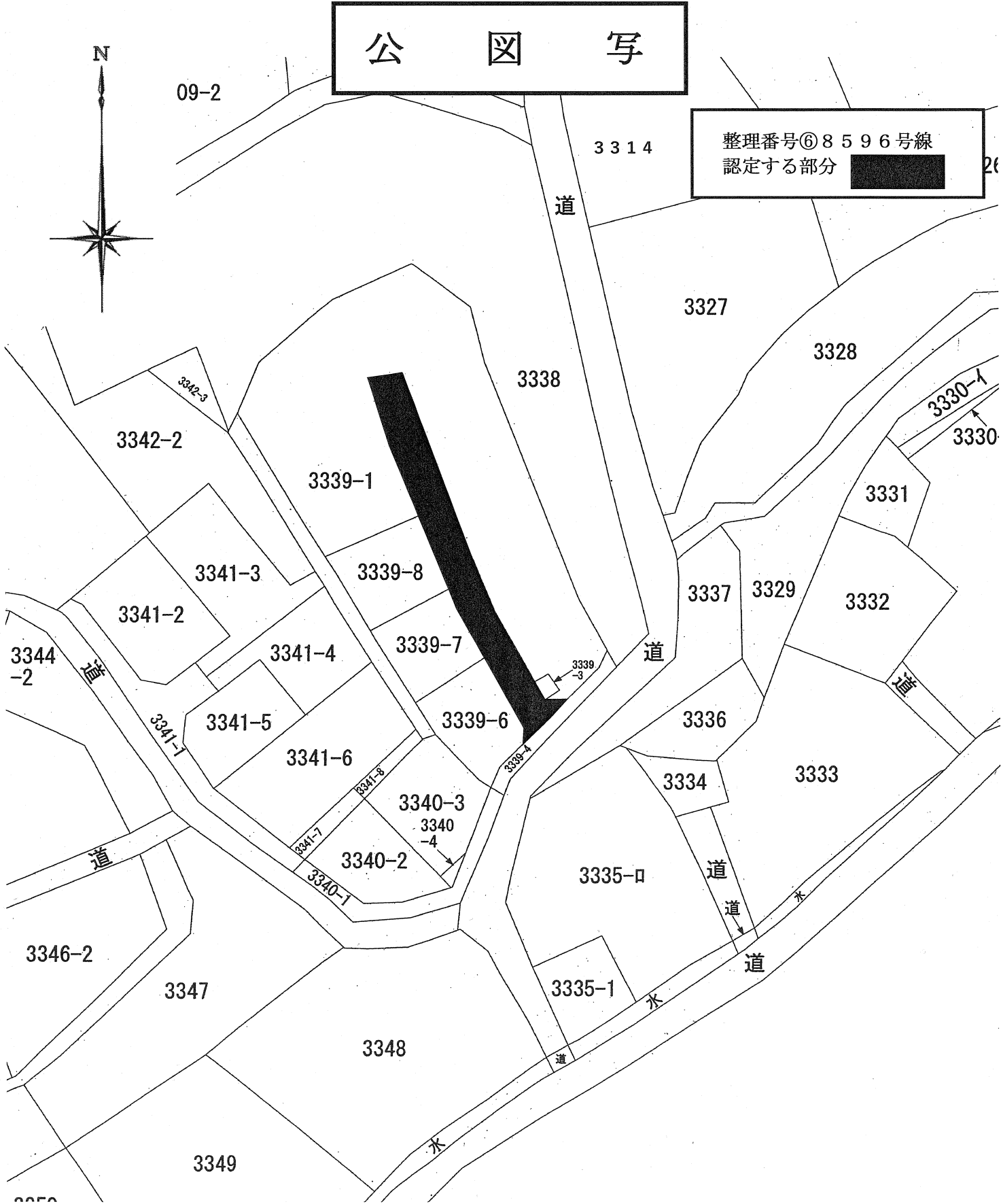
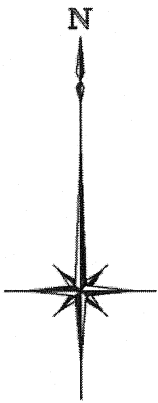
藤沢市





# 写 図 公

整理番号⑥8596号線  
認定する部分 



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第243条の3第3項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰次繰越額	計
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業	347,526,000 円	152,406,000 円	10,678,000 円	163,084,000 円

継 続 費 繰 越 計 算 書

支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
120,000,000	43,084,000	43,084,000	2,327,540		20,600,000	20,156,460





令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

(一般会計)

款	項	事 業 名 ( 目 )	金 額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	美術館管理運営事業	1,843,000	1,843,000
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	8,223,000	8,222,500
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	9,772,000	6,036,048
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金	3,000,000,000	1,545,700,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費	327,437,000	305,993,442
		体育館管理経費	146,278,000	146,278,000
	2 児童福祉費	職員給与費	638,000	426,000
		子育て世帯への臨時特別給付金	140,000,000	115,000,000
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費		13,795,000	214,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	32,000,000	32,000,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,466,083,000	1,466,083,000
		新型コロナウイルス感染症対策事業(母子衛生費)	2,177,000	2,177,000
	2 清掃費	収集車等購入経費	5,354,000	5,353,194
		粗大ごみ処理施設整備事業	1,249,000	1,249,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
					1,843,000
	8,222,500				
	6,036,048				
	1,545,700,000				
	305,993,442				
	35,559,000				110,719,000
	426,000				
	115,000,000				
	214,000				
	32,000,000				
403,298,000	1,062,785,000				
	2,018,000				159,000
1,784,398			3,300,000		268,796
349,000			900,000		

令和3年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
6 農林水産業費	1 農業費	農業用排水路維持管理事業	7,270,000	7,270,000
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	157,564,000	103,004,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	22,754,000	8,226,350
		道路舗装修繕事業	134,931,000	134,931,000
		道路整備事業	13,712,000	13,352,876
		香川甘沼線道路改良事業	6,328,000	6,328,000
		上赤羽根堤線道路改良事業	88,747,000	85,993,000
		狭あい道路整備事業	23,544,000	20,426,612
	3 河川費	河川維持管理経費	77,963,000	58,160,000
	4 都市計画費	都市防災推進事業	1,776,000	1,776,000
		東海岸寒川線街路事業	25,258,000	12,151,269
		新国道線街路事業	18,992,000	18,992,000
		特別緑地保全地区整備推進事業	1,058,000	1,057,100
		市営プール管理運営事業	25,135,000	16,135,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
					7,270,000
	3,730,000	68,970,900	27,100,000		3,203,100
	580,350		3,500,000		4,146,000
	42,150,000		84,800,000		7,981,000
			800,000	12,366,072	186,804
	3,025,000		3,000,000		303,000
	33,000,000		49,300,000		3,693,000
			18,300,000		2,126,612
			56,300,000		1,860,000
					1,776,000
			7,800,000		4,351,269
	8,035,065		9,800,000		1,156,935
					1,057,100
			12,100,000		4,035,000

令和3年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
9 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	2,536,000	2,536,000
10 教育費	1 教育総務費	教育事務委託負担金	15,689,000	15,689,000
	2 小学校費	学校施設整備事業	139,382,000	139,382,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	31,500,000	31,500,000
		特別支援学級関係経費	14,453,000	14,453,000
	3 中学校費	学校施設整備事業	193,886,000	193,886,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	18,900,000	18,900,000
	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化 交流館整備事業	189,842,000	129,918,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
2,536,000					
			15,400,000		289,000
	25,062,000		114,200,000		120,000
	31,500,000				
	5,888,000		5,700,000		2,865,000
	35,561,000		158,100,000		225,000
	18,900,000				
	18,795,000		81,900,000		29,223,000





令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
10 教育費	2 小学校費	特別支援学級 関係経費	216,480 円	円	216,480 円	円

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円 216,480	円	円	円	円	円 216,480	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、繰越しするものです。



令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市公共下

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	今宿ポンプ場整備事業	565,884,000	90,000,000		90,000,000

# 水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			国県補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円
	90,000,000	90,000,000	45,000,000	40,400,000		4,600,000	





令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
		雨水施設整備事業	591,883,000	174,425,859	414,685,000
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水施設整備事業	159,363,000	68,855,812	55,598,000
		地震対策事業	40,009,000		40,009,000

水道事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円 58,000,000	円 356,593,000	円	円 92,000	円 2,772,141	円	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、材料の調達に不測の日数を要したことや、事業者との協議に時間を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
	55,598,000			34,909,188		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、材料の調達に不測の日数を要したことや、事業者との協議に時間を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
14,000,000	26,009,000					国の令和3年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。



令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 病院事業費用	1 医業費用	病院機能評価受審事業	2,500,000	550,000	1,870,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円	円	円	円 1,870,000	円 80,000	円	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内の受審が見込めないため繰越するものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年3月29日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金145,071円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年12月5日午後9時45分頃、中島642番23地先において、相手方車両が市道のアスファルトに空いた穴を通過した際、右側前輪及び右側後輪に損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。